

市町村が処理する事務に対する都道府県による関与のあり方について

平成 24 年 12 月 7 日
総務課

1. 問題提起

市町村は、都道府県による是正の勧告に従わなければならぬか。また、市町村が処理する事務に対する都道府県の関与は、必要最小限度でなければならないといえるか。

2. 都道府県知事による関与について

- (1) 関与の一類型である、市町村の自治事務に対する都道府県による是正の勧告（地方自治法第 245 条の 6）は、地方自治法に基づいて、市町村の事務の処理が①法令の規定に違反していると認めるとき、または、②著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときに行うことができる。この要件を満たさない場合、都道府県は是正の勧告を行うことができない。
- (2) 是正の勧告は事実行為であるため、市町村は、これに従う法的義務を負わず、勧告を尊重すべき義務を負うに過ぎない。

3. 必要最小限度の原則について

- (1) 地方自治法第 245 条の 3 第 1 項は、関与は、その目的を達成するためには必要最小限度のものとし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮するものと規定している。
- (2) この点、都道府県による市町村に対する関与についても当該規定が適用されることは、平成 10 年改正の立法過程を見ると、地方分権推進委員会第 2 次勧告（平成 9 年 7 月 8 日）において、「市町村が処理する事務に対する都道府県の関与については、相互の役割分担を踏まえた最小限のものとする見地から、極力、縮減するものとする。」とされていることから明らかである。

以上

地方自治体の首長の権限について

1. 御質問への回答について

- (1) 町村の決議事項を県知事が決定できるか。
→できない。

地方自治法上、中間貯蔵施設の建設に関する事項の事前協議は、町の自治事務、県の要請は、関与のうち助言または勧告（地方自治法第245条の4）に該当。助言または勧告は事実行為であり、法的拘束力はない。

- (2) 同郡の他の町村長が決定できるか。
→できない。

地方自治法上、他の市町村長の代行権限は規定されていない。当事者間に委任関係がない限り、当該町の同意があったとはいえない。

- (3) 町が同意していないことを国は執行できるか。

① 事前調査について

→できる。

最初に行われる事前調査は、公道等からの目視による現地調査。これは事実行為であるため法律上の根拠は必要なく、また、私権を制約するものではないため土地の権利者の同意も不要。

② 建設について

→できる。

ダムなどの公共事業とパラレルに考えると、用地事務における当事者は対象地の権利者であり、自治体ではない。したがって、建設の段階においても、必ずしも自治体の同意は要しない。

2. 今後想定される状況

- (1) 以上から、町と国または県との協議が未了であっても、国は、現地調査を行うことができる。
- (2) 他方、用地測量の際、町有地を含む建設予定地については、町が土地権者の代表となる可能性が高いため、町と国との協定の締結（同意ないし承諾）が必要となる。

以上